

連絡・掲示

「警報」が発表された時(8/24)の対応について

2018.8.23.

台風の接近などにより「大阪市」又は「大阪府全域」に

**特別警報(大雨、暴風、暴風雪、大雪、波浪、高潮)
または暴風警報・暴風雪警報**

が発表されたときは、以下ようになります。

- ① 6:00 の時点で、「警報」解除または「警報」が出ていない。
⇒ 平常通りの実施
- ② 6:00 には「特別警報」または「暴風警報」・「暴風雪警報」が出ていたが、7:00 には解除されていた場合
⇒ 9:30 始業とする。⇒9:40 より②限：金3、③限：水3の授業
- ③ 7:00 には「特別警報」または「暴風警報」・「暴風雪警報」が出ていたが、8:00 には解除されていた場合
⇒ 10:30 始業とする。⇒10:40 より③限：水3の授業
- ④ 8:00 の時点で「特別警報」または「暴風警報」・「暴風雪警報」が発表されているとき
⇒ 臨時休校

土曜、日曜のクラブ活動も気象情報に注意してください

(注意)

- 1 他の警報(大雨・洪水・大雪・波浪・高潮)は、原則として対象としない。
- 2 「警報」の発表・解除の時刻は大阪管区気象台の発表文による。
(テレビ画面などに情報が現れた時刻ではありません。)
- 3 気象情報は、テレビのデータ放送、インターネット、携帯電話などを利用して入手すること。
(学校への電話による問い合わせはしないこと)
- 4 「警報」は市町村ごとに発表されます。「大阪市」には発表されず、居住地域に「警報」が発表された生徒については②～③の「始業とする」を「までに登校する」と読み替え、④の「臨時休校」を「自宅待機」と読み替える。
②～④の措置で生じた欠課欠席は、確認の上、出席として扱う。
- 5 増水した河川などに近づかないこと。